

甲斐市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

甲斐市教育委員会

## 学校の働き方改革って？

甲斐市で育ち甲斐市を育てる子どもたちの未来を守り、育んでいく先生方には笑顔で、健康でいてほしい。

この計画は、学校における昨今の厳しい勤務実態を様々な角度から見直し、地域(学校運営協議会)、保護者(PTA)、学校、行政(総合教育会議)が共通理解の下で一丸となり、それぞれの立場で教職員の勤務状況の改善を図ることによって、働きやすく、働きがいのある持続可能な学校づくりに寄与することを目指しています。



## 目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目 標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6
	(参考資料) 学校と教師の業務の3分類	8

※ この計画では、「教育職員」と「教職員」を使い分けています。

教育職員：校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、司書教諭、助教諭、講師等の教員

教 職 員：教育職員に加え、事務職員、栄養職員、調理員、学校司書、支援スタッフ等学校に勤務する職員全員

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

学校における働き方改革の推進は、本市においても教育振興基本計画である「第3次創甲斐教育推進大綱」の施策項目に掲げており、継続的な取り組みにより一定程度の改善傾向はみられますが、学校が抱える問題が複雑化・困難化する中で教育職員の長時間労働は依然常態化しています。

文部科学省は令和7年9月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の改正に伴い、教育職員の月当たりの時間外在校等時間を縮減する目標などを定めた改訂指針を公表しました。本市教育委員会ではこれをもとに本計画を策定し、教育職員の多忙化対策を、より実効性のあるものとして推進します。

### (2) 本市の現状

本市では教育職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、多忙化改善に向けた対策を検討するため、平成29年度に「甲斐市教員の多忙化対策検討委員会」を立ち上げ、各校による特色ある働き方改革を研究し、他校に取り入れるなどしてきました。また、令和2年4月に所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「甲斐市教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

#### ○ 令和6年度の時間外在校等時間の状況

	年間 月平均	45時間以下	45時間超～ 80時間以下	80時間超
小学校	34.9 h	66.3 %	31.8 %	2.1 %
中学校	47.7 h	46.0 %	36.8 %	17.2 %

○ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で約33.9%、中学校で約54.0%、全体で40.9%となっている。保護者対応や校務などの負担感が大きく指定時間外の留守番電話対応や、ICT、校務支援システムのさらなる活用を図ることによって、教育職員の業務に教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目 標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

① 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とすることを目指す

※ 第一段階として令和8年度末までに1箇月時間外在校等時間が80時間を  
超える割合をゼロとすることを目指す

② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とすることを目指す

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする

② 令和9年度末までにストレスチェックを導入し、高ストレス者の割合が前年度の  
数値以下であることを目指す

③ 「きずなの日」を年間20回以上実施している学校の割合を100%にする

④ 平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動顧問の割合を100%に  
する

⑤ 自己の働き方改革に取り組んでいる教育職員の割合を100%にする

⑥ 全ての教育職員が、生き生きと教育活動に取り組み、仕事に対して働きがい（充実  
感・満足感・意欲等）を実感できることを目指す

## 3 計画の期間

令和8(2026)年度を初年度とし、令和11(2029)年度を目標年度とする



#### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1)「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」1関係）
  - ① 登下校時、保護者による旗振りや「高齢者と子どもの帰り道ふれあい事業」などを通じ地域住民による通学路の見守り活動を引き続き推進する。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」2関係）
  - ① 放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、現在実施している青色防犯パトロール車やスクールサポートカウンセラー、愛のパトロールなどの事業を継続する。
  - ② 市立小中学校生徒指導担当者会及び、甲斐市立学校・警察パートナーシップ制度等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)（「3分類」3関係）
  - ① 教材費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続等の精査を進め、計画年度内に公会計化等について検討する。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」5関係）
  - ① 学校での対応が困難な事案については、市を通して担当弁護士への相談や、県教委のスクールロイヤー制度などが活用可能であり、学校から相談があった場合、教育委員会が窓口となり対応することを毎年度当初に学校に周知する。



## 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ◆ 調査・統計等への回答（「3分類」6関係）

- ① 校務支援システムの機能等の活用を推進することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を現状以上に軽減する。
- ② 学校事務体制の強化・連携のため、共同学校事務室の活用を推進する。
- ③ 市教委への提出物、学校への配布物等は、甲斐市学校整備員を積極的に活用する。

### ◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」9関係）

- ① 学校プールの今後の在り方について検討する。
- ② 学校グラウンド・体育館の地域開放施設の鍵貸し出し業務についてはスポーツ振興課において、引き続き近隣住民への嘱託を行う。
- ③ 学校施設維持管理業務のうち、軽易な作業(除草、清掃、荷物運搬等)については、年間業務を固定化し、甲斐市学校整備員を機能的に活用する。

### ◆ 部活動（「3分類」13関係）

- ① 部活動については、「甲斐市における部活動の活動方針」に基づき活動時間等の適正化を図る。
- ② 部活動指導員の配置拡充について、地域人材等を積極的に活用する。
- ③ 文部科学省で定めた改革実行期間の後期である令和13年度までに、原則休日の部活動を廃止し、地域展開での活動を推進する。

## 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」15・16関係）

- ① 授業準備や採点作業等を補助する学力向上支援スタッフについては、全校に配置済みであるが、効果的な運用が図れるよう各校で工夫する。
- ② 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担が軽減するよう、本市小中学校ICT教育推進委員会等で情報交換を積極的に行う。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」19 関係）

- ① スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の校外生徒指導関係者から意見を聞き取る場を設け、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ② 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携を密にして、学校が組織として関係機関と連携・協働し、現在行っている適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を維持する。
- ③ 医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣について関係部署と協議する。

（2）学校における措置の推進

◆ 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で 1,086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ② 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ③ デジタル技術の活用により、各種校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成割合が、毎年度上昇するよう努める。また、必要に応じて研修の機会を設けるなど、デジタル技術の活用に関する苦手意識を払拭できるよう取り組む。
- ④ 勤務時間外の保護者等からの電話対応については、現状の電話対応時間を継続し毎年度、保護者に周知する。老朽化した電話設備については順次、留守番電話機能付き機種などを全校に整備していく。
- ⑤ 年度初めの校務分掌を分担する際には、一部の教職員の負担が大きくなるよう慎重に調整する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

◆ 教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、市教委または校長による面談を実施するとともに、必要に応じて医師による面接指導を促す。
- ② 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- ④ 心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- ⑤ 年次有給休暇について長期休業中等にまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ⑥ 令和8年度中に、学校における定時退校日を年20回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に、各学校に応じた一斉閉校期間の設定を行う。
- ⑦ 早出遅出勤務制度、テレワークの導入の可能性について計画期間中に検討を行う。
- ⑧ 育児休暇などの特別休暇の取得や、短時間勤務等を選択しやすい労働環境を整備する。

### 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、本市ウェブサイトで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 学校支援員や教頭マネジメント支援員、地域ボランティアの確保・充実などについて市長部局や学校運営協議会と連携して取り組む。
- (4) 甲斐市教員の多忙化対策検討委員会において、前年度と当該年度の取組状況について情報交換を行う。

- (5) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システム等で把握し、高ストレス者の割合については、本市で導入するストレスチェックの結果から把握する。その他の目標については、既存の各種調査等により把握する。
- (6) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (7) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (8) 保護者、地域、行政の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について、所管の会議、説明会等において周知を行い、方針を共有する。また、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- (9) 本市教育委員会は周辺自治体と連携して教育職員の未配置について解消に取り組むよう、年間を通じて県教委に働きかける。
- (10) 本計画を負担なく適正に進めていくため、毎年度振り返りの機会を作り、必要に応じて改正する。



## 学校と教師の業務の3分類

(参考)

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること。取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等々を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

### 教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画